

○身元が明らかであるが引取人のいない死体を市町村長に引き渡す際の手続の制定について（通達）

令和3年10月27日

福岡県警察本部内訓第27号

本部長

この度、身元が明らかであるが引取人のいない死体を市町村長に引き渡す際の手続の制定についてを下記のとおり制定し、令和4年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 趣旨

この内訓は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第10条第1項ただし書及び死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づき、身元が明らかになっているが、引取人となる遺族等が存在しないため若しくは所在が明らかでないため又は遺族等が引取りを拒否したために引取人のいない死体（以下「本件死体」という。）を死亡地の市町村長に引き渡す際の手続について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 市町村長への引渡し

- (1) 警察署長は、本件死体を市町村長に引き渡す際は、死体及び所持品引取書（規則別記様式第2号。以下「引取書」という。）を市町村長から徴するものとする。
- (2) 警察署長は、死亡通知書（別記様式）に引取書の写しを添付して、市町村長への死亡通知を行うものとする。

### 3 引取書についての留意事項

警察署長は、引取書を徴する際は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 捜査及び調査の過程において、戸籍全部事項証明書又は住民票の写しを入手するなどして、死亡者等の戸籍の筆頭者の氏名並びに世帯主の氏名及び住所を記載すること。
- (2) 死亡者等の氏名、年齢及び性別を記載すること。この場合において、年齢と併せて生年月日を記載すること。